

## 2. 現金取扱事務の見直し

### 【資料①】

#### ■ 現金の取り扱いを伴う事務(2019年度時点) 全387事務

歳出	件数	内容	例
①報償等	131	委員報酬や講師への謝金・旅費等	認知症研修会の講師謝金(地域共生推進課)
②給付	3	各種手当等を現金で支給するもの	生活保護費(厚生第1課・2課)
③返金	8	施設使用料の返還等	過年度公民館使用料還付資金(地域学習推進課)
④保険料	5	業務に必要な損害保険等	支援員等に対する損害保険料(学校教育課)
⑤公用車	16	公用車に係る保険料・諸税	支所専用車の自賠責保険料(瓦木支所)
⑥参加費	5	各種研修会の参加費用等	学会参加費(中央病院)
⑦その他歳出	11	①～⑥以外の歳出	都市交通会議の会場費(交通計画課)
合計	179		

歳入	件数	内容	例
⑧手数料・使用料	75	各種手続に伴う手数料や複写機使用料	印鑑登録証交付等に係る実費徴収金(市民第2課)
⑨施設使用料	37	公共施設の使用料	市民館の使用料(地域担当課)
⑩受講料・参加費	19	参加者から徴収する参加費・実費等	郷土資料館主催事業の参加者負担金(文化財課)
⑪販売代金	7	書籍等の販売代金	カレンダーの販売代金(花と緑の課)
⑫税金・保険料等	29	市税・保険料・保育料等の収納	高齢者医療保険料(高齢者医療保険課)
⑬寄付	5	寄付金を現金で受領するもの	福祉基金に対する寄附(福祉総務課)
⑭返還金	15	各種返還金・戻入金	福祉医療費の返還金(医療年金課)
⑮診療・検査費	4	保健所・中央病院等での診療・検査費	結核の検査料金(保健予防課)
⑯その他歳入	12	⑧～⑮以外の歳入	共済掛金の保護者負担金(保育所事業課)
合計	203		

その他	件数	内容	例
⑰その他	5	歳出・歳入のいずれにも該当しないもの	契約保証金・かし担保保証金(上下水道局)

報償等の支払方法	件数	割合
①すべて現金	88	18.2%
②原則として現金(例外で口座振込)	11	2.3%
③現金・口座振込の併用	5	1.0%
④原則として口座振込(例外で現金対応)	27	5.6%
⑤すべて口座振込	346	71.6%
⑥金券等	6	1.2%
合計	483	100.0%

既に約8割の支払いで口座振込に対応。  
今後は全て口座振込とすべき。

全庁的なキャッシュレス決済の  
体制を構築すべき。

原則は口座振込だが、例外的に現金の取り扱いを認めているもの／②、⑫、⑬  
個別に対応を検討するべきもの／③、④、⑦、⑭、⑮、⑯、⑰

⇒一部、現金の取扱いが残る可能性はあるが、基本的には口座振込等に対応すべき

支払先の都合等により、口座振込等への変更が困難なもの／⑤、⑥